墨田区曳舟文化センター条例(案)概要

1 目的

区民が集い、交流し、自主的に文化芸術活動を行う場を提供するとともに、演劇、伝統芸能その他の様々な芸術鑑賞の機会を設けることにより、文化性豊かなまちづくりに寄与するため、曳舟文化センター(以下「文化センター」という。)を公の施設として設置する。

2 位置

東京都墨田区京島一丁目38番11号

3 事業

区民の文化芸術活動の促進に関すること。 演劇、伝統芸能等の文化芸術の振興に関すること。 文化センターの施設の利用に関すること。 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

4 施設

ホール

楽屋

レクリエーションホール

会議室

和室

茶室

前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める施設

5 開館時間等

開館時間

午前9時から午後9時まで

利用期間

施設の区分に応じ、墨田区規則で定める期間

休館日

年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

6 利用料金の額(限度額)

- Tariat Isaac HA (TRACHA)					
区分		利 用 料 金			
		午 前	午 後	夜 間	
		午前9時から正午まで	午後1時から	午後5時30分から	
			午後4時30分まで	午後9時まで	
	平	日	18,000円	36,100円	45,100円
ホール	土曜日	· 日	24 7000	42 400	Γ4 200 Π
	曜日・佐	木日	21,700円	43,400円	54,300円
第 1	楽	屋	1,500円	1,500円	1,500円
第 2	楽	屋	1,200円	1,200円	1,200円
第 3	楽	屋	750円	750円	750円
レクリ	平	日	9,900円	20,000円	25,000円
エーシ			3,30013	20,00013	23,00013
ョンホ			12,100円	24,200円	30,300円
ール	曜日・位	<u> </u>	12,100	2 4 , 2 0 0 1	50,50013
第 1	会 議	室	4,500円	5,100円	5,100円
第 2	会 議	室	1,800円	2,000円	2,000円
和		室	4,600円	6,100円	6,100円
茶		室	1,700円	2,200円	2,200円
付 帯	設	備	7,800円	7,800円	7,800円

7 指定管理者による管理

文化センターの管理を指定管理者に行わせる場合の業務の範囲、管理の基準その他必要な事項について定める。

8 施行期日等

令和4年1月1日

指定管理者の指定の手続その他の準備行為等は、施行日前においても行うことができることとする。